

尼崎市小規模保育事業
開設・運営の手引

第5版

平成28年4月
尼崎市こども青少年本部事務局
保育施策推進担当

個別に相談をされる際は、事前に電話での予約をお願いします。

電話番号 06 - 6489 - 6253

メールアドレス ama-hoiku@city.amagasaki.hyogo.jp

1 はじめに

尼崎市ではこれまで、保育所の分園設置等による定員枠の拡大や定員枠を超えての受け入れを実施するなど、入所児童数の拡大に努めてきましたが、女性の社会参加意識の高まりや働き方の多様化等により、待機児童がある状況です。

平成 27 年 4 月施行の子ども・子育て支援新制度では、本市条例で定めている基準に基づき尼崎市で認可するものとして、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）があります。

この手引は、これらのうち、小規模保育事業について記載したものです。

2 小規模保育事業の概要について

小規模保育事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定された事業で、保育を必要とする乳幼児であって原則満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業のことをいいます。

小規模保育事業は職員の資格要件その他により、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育従事者の要件が保育士（保育士として登録している者をいう。以下同じ。）の A 型、利用定員は A 型と同じ 6 人以上 19 人以下で保育従事者のうち 2 分の 1 以上が保育士であることが要件の B 型、また 6 人以上 10 人以下（厚生労働省令第 61 号において法の施行の日から 5 年間は 15 人以下。）で、保育従事者の要件が家庭的保育者の C 型の 3 種類があります。

また、本市の独自基準として、家庭的保育者について、常時、少なくとも 1 人は保育士（市長等が行う研修を修了した保育士）とすること、調理員には栄養士又は調理師を配置するよう努めることなどとしております。

（基準を満たしているものの認可をしないことができる内容について）

当該申請に係る小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）の所在地を含む区域における「特定教育・保育施設の利用定員の総数（1号・2号認定子どもを除く）」及び「特定地域型保育事業所」の利用定員の総数の合計数が、事業計画において定める当該区域の「特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（1号・2号認定子どもを除く）」及び「特定地域型保育事業所」の必要利用定員の総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によって、これを超えることになるかを認める場合。

(事業実施者)

小規模保育事業の実施事業者（以下「小規模保育事業者」という。）は次の要件を満たすものであること。

- (1) 当該小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該小規模保育事業者（設置者が法人である場合は、当該法人の経営に関わる者とする。）が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。
- (5) 小規模保育事業者及び小規模保育事業所の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならず、また当該事業の運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けないこと。

(1)～(3)の要件に関する具体的な内容については、尼崎市家庭的保育事業等の設置認可等に関する審査要領を参照すること。

(主な業務内容)

- (1) 乳児室、ほふく室、保育室等の設置、管理
- (2) 小規模保育事業の運営
- (3) 保育の実施、給食の提供、利用乳幼児の安全確保等の徹底
- (4) 保育料等の徴収
- (5) 保育従事者の雇用、配置、育成
- (6) 連携施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園）の確保及び連携
- (7) 運営状況等の報告

(保育の対象児童)

尼崎市が定める基準に基づき保育の必要性の認定を受け、認定証の交付のあった満3歳未満の乳幼児とする。

ただし、満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。

(定員)

- (1) 小規模保育事業A型、B型における利用定員は6人以上19人以下とする。
- (2) 小規模保育事業C型における利用定員は6人以上10人以下とする。

(厚生労働省令第 61 号において法施行日から 5 年間の利用定員は 6 人以上 15 人以下とする。)

いずれも 0 歳児から 2 歳児

(保育の実施日)

保育の実施日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除いた日とする。

3 職員の配置関連等について

小規模保育事業所には、次のとおり職員を配置すること。

	A型(6~19人)	B型(6~19人)	C型(6~10(15)人)
職種	保育士 1 嘱託医、調理員	保育士その他保育に従事する職員 1,2、嘱託医、調理員	家庭的保育者 3、嘱託医、調理員
保育に従事する職員の人数 4	(1) 乳児 3人につき1人 (2) 1,2歳の幼児 6人につき1人 (1)と(2)の合計に1を加えた人数		乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者 5とともに保育する場合は5人につき2人)

- 1 1人に限り、保健師又は看護師を保育士とみなすことができる。
- 2 このうち半数以上は保育士とする。その他保育に従事する職員は、市長等が行う研修を修了した者とし、法施行日から5年間については家庭的保育者又は家庭的保育補助者をその他保育に従事する職員とみなす。
- 3 児童福祉法第6条の3第9項第1号並びに厚生労働省令第61号に規定する家庭的保育者。
- 4 人数の算定に当たっては、表中(1)(2)の区分ごとに計算した人数(小数以下第2位を切捨て)の合計を算出し、少数以下第1位を四捨五入すること。

【例】乳児..... 5人×1/3 = 1.66 1.6

1,2歳児..... 7人×1/6 = 1.16 1.1

必要保育従事職員数 = 4人 (1.6 + 1.1 = 2.7 3 3 + 1 = 4)

- 5 家庭的保育補助者は、市長等が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者。

(1) 職員について

保育従事者は、市長等が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、乳幼児の保育に専念できる者で、以下の項目のいずれにも該当しない者。また、本市の独自基準として、家庭的保育者について、常時少なくとも1人は保育士とすること。

ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- エ 以下の理由で保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - (ア) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
 - (イ) 保育士の信用を傷つけるような行為を行った、又は、保育士であったときや保育士を辞めた後に正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らした者。

また、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者は小規模保育事業の保育従事者に認められない。

他の職員においても小規模保育事業の運営に適格な者を配置すること。

- (2) 小規模保育事業所には、嘱託医を置かなければならない。直接契約等により委嘱する場合、小規模保育事業者と嘱託医との間で、契約書等を交わすこと。
- (3) 調理員を小規模保育事業所に配置しなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、又は搬入施設()から食事を搬入する場合にあっては、調理員を配置しないことができる。

また、本市の独自基準として、このうち少なくとも1人は、栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有する者とするよう努めるものとする。

連携施設、系列の小規模保育・事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設及び医療機関

- (4) なお、児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき、3歳以上の児童を受け入れる場合の保育に従事する職員の人数は、満3歳以上4歳に満たない児童20人につき1人、満4歳以上の児童30人につき1人とする。

4 施設基準について

(1) 保育室等設備の基準について

- ア 尼崎市内に設置すること。
- イ 検査済証が交付されている建物で事業を行うこと。
- ウ 事業を実施するスペースの延床面積が100㎡を超える場合、当該部分を保育の用途に変更すること〔建築基準法上の確認申請(用途変更)を行うこと〕。
- エ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年6月以降に建

築確認を受けた建物でない場合、耐震診断を実施し安全と判定されたもの、又は耐震補強実施済のもの)

- オ 乳幼児の保育を行う専用の部屋として、0歳児、1歳児のための乳児室又はほふく室、2歳児以上のための保育室又は遊戯室を設けること。また、便所及び調理設備を設けること。なお、基準に基づき食事を外部搬入又は委託する場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

設備の面積等要件一覧表

	A型	B型	C型
設備	0,1歳児：乳児室又はほふく室 2歳児以上：保育室又は遊戯室 調理設備、便所 (乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合の基準は、「5施設の構造と非常災害に対する措置について(5)」を参照)		
面積	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡以上 保育室／遊戯室 1人1.98㎡以上		乳児室／ほふく室 1人3.3㎡以上 保育室／遊戯室 1人3.3㎡以上

- カ 乳児(概ね満1歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- キ 保育室等は原則として1階に設けること。
- ク 便所には手洗い設備を設けるとともに、保育室及び調理設備(室)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
- ケ 小規模保育事業に係る構造設備は、採光、照明、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていること。

(2) その他の基準等について

ア 屋外遊戯場

同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭を設けること、またこの庭の面積は満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、施設付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等の場所があること。

イ 所有者や管理人の使用許可

集合住宅等で保育事業を実施する場合、所有者や管理人等に、その旨の了承を得ていること。

5 施設の構造と非常災害に対する措置について

- (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。(開設す

- る地域を所轄する消防署等に相談し、その指導に従って設備を配置すること)
- (2) (1)について、消火器等が設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- (3) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
- (4) 定期的に、(3)の指針及び関係機関への連絡体制を当該小規模保育事業所の職員並びに当該小規模保育事業所に在籍している子ども及びその家族に周知すること。
- (5) 保育室等は原則として、1階とすること。ただし、保育室等を1階に設けられない場合は、避難に有効な設備を有する建物であることとし、保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各項目に掲げる要件に該当するものであること。

各階の常用及び避難用ごとに規定する施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

保育室がある階		2階	3階	4階以上
ア 建物構造		耐火建築物(1) 準耐火建築物(2)	耐火建築物(1) 準耐火建築物(2)	耐火建築物(1) 準耐火建築物(2)
イ 階段等	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段(3) 屋外階段	屋内階段(3) 屋外階段(4)
	避難用	屋内階段(3) 待避上有効なバルコニー 準耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずるもの(5) 屋外階段	屋内階段(3) 耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずるもの(6) 屋外階段	屋内階段(7) 耐火構造の屋外傾斜路(6) 屋外階段(4)

- 1 耐火建築物とは建築基準法第2条第9号の2に規定するものである。
 - 2 準耐火建築物とは建築基準法第2条第9号の3に規定するものである。
 - 3 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造であること。
 - 4 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造であること。
 - 5 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造であること。
 - 6 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造のものであること。
 - 7 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造であること。
- (ただし、第1項の場合、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、

かつ第3項第2号、第3号及び第9号を満たすこと。)

待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

バルコニーの床は準耐火構造とする。

バルコニーは十分に外気に開放されていること。

バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備とすること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用滑り台をいうものである。

人工地盤及び立体的遊歩道が、当該事業を実施する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下になるように設けられていること。

エ 調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においてはこの限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を

防止する設備が設けられていること。

キ 火災報知機、消火器及び消防機関へ火災を通報する設備を設置すること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

6 小規模保育事業の運営について

(保育の内容)

- (1) 保育の内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準じ、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成するよう努めるとともに、乳幼児保育の特性に留意して保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を行うこと。
- (2) 利用乳幼児の保育の状況に関する記録を整備するとともに、これを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(保育時間)

保育時間は1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。(現状の保育所は11時間開所であり、更に延長保育を実施している。)

(食事の提供)

利用する乳幼児に対して、原則として、小規模保育事業所内で調理する方法により食事の提供を行わねばならない。

(1) 小規模保育事業所内で調理する方法により食事を提供する場合

- ア 食事の提供についてはあらかじめ作成された献立にしたがって行うこと。また、その献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。
- イ 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- ウ 小規模保育事業所内での調理につき、その調理を業者に委託する方法により行うことができる。委託により調理を行うには、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の内容に従い、当該小規模保育事業所内において受託業者が調理を行う場合に限るものとする。また、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書(契約書等)を締結すること。

(2) 外部から搬入する方法により食事を提供する場合

ア 食事を小規模保育事業所に搬入する施設等は、みずからの施設において調理を行う、以下に掲げるいずれかの施設とする。

ただし、小規模保育事業者は、必要な調理のための加熱、保存等、調理機能を有する設備を備えなければならない。

なお、食事を小規模保育事業所に搬入する施設等については、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、また、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、食事の内容、回数及び時機等に適切に応じることができる事業者とすること。

(ア) 連携施設

(イ) 同一事業者又は関連法人が運営する他の小規模保育事業所・事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等。

イ 栄養士による必要な配慮を受けることができること。

ウ 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該小規模保育事業者にあり、業務上必要な注意を果たし得る体制及び業務の受託者との契約内容が確保されていること。

エ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(衛生管理等)

(1) 小規模保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(2) 感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 必要な医療品等を備えるとともに、適正に管理しなければならない。

(健康管理等)

利用乳幼児と小規模保育事業所の職員の健康管理について、次のように行うこと。

(1) 利用乳幼児に対し利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。

また、健康診断をした医師は、結果のうち必要な事項を母子健康手帳等に記載するとともに、必要に応じ保育の提供等について小規模保育事業者に勧告しなければならない。

学校保健安全法施行規則 6条

身長、体重及び座高 栄養状態 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 視力及び聴力
眼の疾病及び異常の有無 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 結核の有無 心臓の疾病及び異常の有無 尿 寄生虫卵の有無 その他の疾病

及び異常の有無

上記のほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

- (2) 日ごろから利用乳幼児の健康状態に注意すること。
- (3) 職員の健康診断は少なくとも年1回行わなければならない。特に食事の調理を行う者についてはその実施につき綿密な注意を払い、また、概ね月1回の検便を実施すること。

(保護者との連携)

小規模保育事業者は常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(安全対策等)

小規模保育事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。また訓練内容を記録すること。
- (2) 小規模保育事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)を当該小規模保育事業所に常時配置するよう努めるものとする。
- (3) 消防法第8条に規定する防火管理者を設置するよう努めること。

(賠償責任保険への加入)

小規模保育事業者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険に加入すること。

(秘密の保持)

小規模保育事業者及びその職員は、正当な理由がなく、乳幼児を保育するに当たって知り得た秘密(個人情報含む)を漏らしてはならない。また、小規模保育事業者は、職員であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- (1) 小規模保育事業者は利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (2) 小規模保育事業者は、尼崎市から指導又は助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行うこと。

(重要事項の規程)

小規模保育事業者は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他小規模保育事業の運営に関する重要事項

(事務所に備える帳簿)

職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(専門性の向上)

小規模保育事業者は、職員の資質向上のための研修の実施計画を、当該事業に係る職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(連携施設)

小規模保育事業の認可申請をする際には、事業者において、連携施設を設定しなければならない。

- (1) 小規模保育事業の実施にあたっては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育事業者による保育の提供終了後の満 3 歳以上の児童に対して、必要な保育等が継続的に提供されるよう、認可保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設として設定しなければならない。連携する内容は次のとおりとする。
 - ア 乳幼児の交流や集団保育を体験させるための機会の設定
 - イ 相談、助言などのほか、緊急時の代替保育の提供
 - ウ 当該小規模保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育

の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること

- (2) 小規模保育事業者は、その連携施設から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳幼児で当該小規模保育事業を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

(事故発生時の対応及び再発防止)

- (1) 小規模保育事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
- ア 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある場合において、これらの事実が小規模保育事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該小規模保育事業所の職員に周知される体制を整備すること。
 - ウ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該小規模保育事業所の職員に対して研修を行うこと。
- (2) 小規模保育事業者は、利用乳幼児に対する処遇により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ア 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
 - イ 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
 - ウ 当該事故が小規模保育事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(連携等)

小規模保育事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、安心して利用することができる体制の確保に努めること。

(評価、改善及び運営内容の説明)

- (1) 小規模保育事業者は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (2) 小規模保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めること。
- (3) 小規模保育事業者は地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めること。

7 留意事項について

ここに記した事項も含め、詳細については、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例、厚生労働省令並びに関係法令に基づくものとする。